

石岡市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

計画期間：令和4年度～令和8年度



令和4年3月作成

令和7年3月改訂

目次

第1章 総論.....	4
1 計画策定の趣旨.....	4
2 計画の位置づけと期間.....	6
(1) 計画の位置づけ.....	6
(2) 計画の期間.....	7
(3) これまでの地域情報化計画の推移.....	7
(4) 計画とSDGsとの関係.....	8
第2章 DX推進に向けた現状と課題.....	9
1 社会を取り巻くICT.....	9
(1) 人口減少及び少子高齢化の進行.....	9
(2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大による新しい生活様式.....	9
(3) Society 5.0.....	9
(4) 情報セキュリティ対策.....	10
参考① 国の統計資料から見る通信機器利用の変化.....	11
(1) インターネット利用形態の変化.....	11
(2) インターネットの利用状況.....	12
(3) インターネット利用機器の状況.....	12
参考② 令和3年度石岡市情報化に関するアンケート.....	14
2 国の動向.....	19
参考③ 国における法律・計画等.....	20
3 市のこれまでの取り組みと評価・課題.....	21
第3章 計画の基本方針及び重点取組事項.....	25
1 計画の基本方針.....	25
(1) 自治体フロントヤード改革の推進.....	25
(2) ICT環境整備による効果的・効率的な行政運営の構築.....	25
(3) 人に優しいデジタル化の推進.....	25
2 重点取組事項.....	26
(1) 自治体フロントヤード改革の推進.....	27
(2) マイナンバーカードの普及促進・活用.....	27
(3) SNSの更なる活用.....	28
(4) オープンデータの推進.....	28

（５）自治体の情報システムの標準化・共通化.....	29
（６）公金収納における eTAX の利用.....	29
（７）ＢＰＲの取組みの徹底.....	30
（８）情報システムの全体最適化.....	30
（９）セキュリティ対策の徹底.....	31
（10）自治体のＡＩ・ＲＰＡの利用促進.....	31
（11）テレワークの推進.....	31
（12）ＩＣＴに係る人材育成.....	32
（13）デジタルデバイド対策.....	32
（14）デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化.....	32
（15）デジタル原則を踏まえた例規の点検・見直し.....	33
第４章 計画の推進・評価体制.....	34
（１）計画の推進・評価体制.....	34
（２）施策の展開.....	35
《用語解説》.....	36

第 1 章 総論

1 計画策定の趣旨

現在、少子高齢化の進展による人口減少、労働力の不足が社会課題となっており、国においては、インターネットなど仮想の「サイバー空間」※と現実の「フィジカル空間」※を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会「Society5.0」の実現を目指していると同時に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、感染症対策として非接触・非対面を積極的に取り入れた新たな生活様式や働き方への移行を図るデジタル技術の活用へ向けた変革が強く求められています。自治体においても、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、デジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められています。

国では、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しています。また、総務省が令和2年12月に策定した「自治体DX推進計画」では、このビジョンの実現のため、住民に身近な行政を担う自治体の役割が重要視されています。

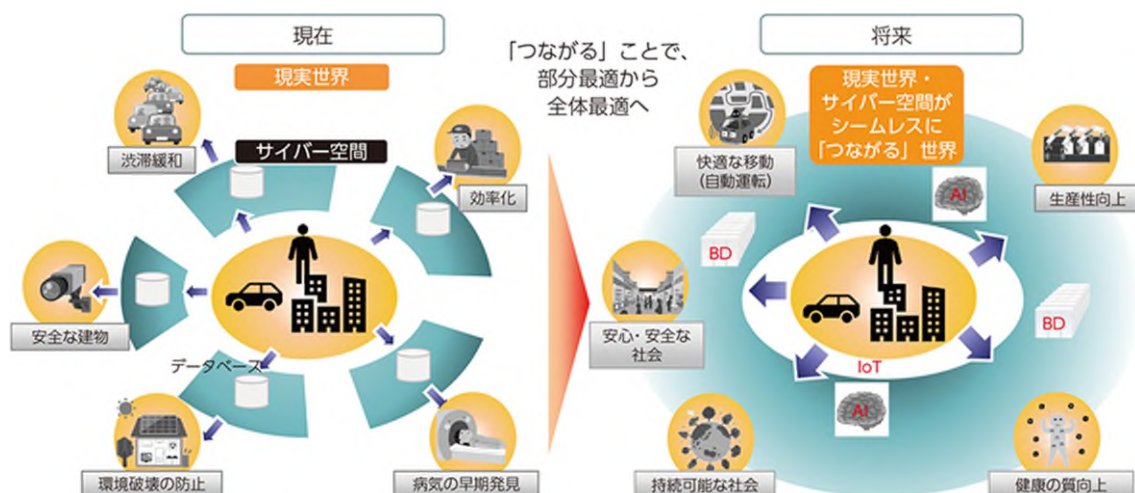
今回策定する石岡市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（以下、「石岡市DX推進計画」という。）は、従前の「石岡市地域情報化計画」（平成30年度から令和3年度まで）を継承しつつ、本市が重点的に取り組むべきデジタル化について、国の方針に準拠し、本市独自の方針や目標時期を定めるものです。

デジタル技術を用いた働き方改革、新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式への対応を踏まえ、一層多様化する地域課題を解決するとともに業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる利便性向上に繋げていくことを最終目標とします。

◇デジタル・トランスフォーメーション（D X）とは

デジタル・トランスフォーメーション（D X）とは、I C T※の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを意味します。

※「X」は「Trans-」の略語として用いられているため、デジタルによる変革（Digital Transformation）はD Xと略されます。



図表 1 デジタルトランスフォーメーション

（出典）「平成 30 年度版情報通信白書」（総務省）

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd102200.html>

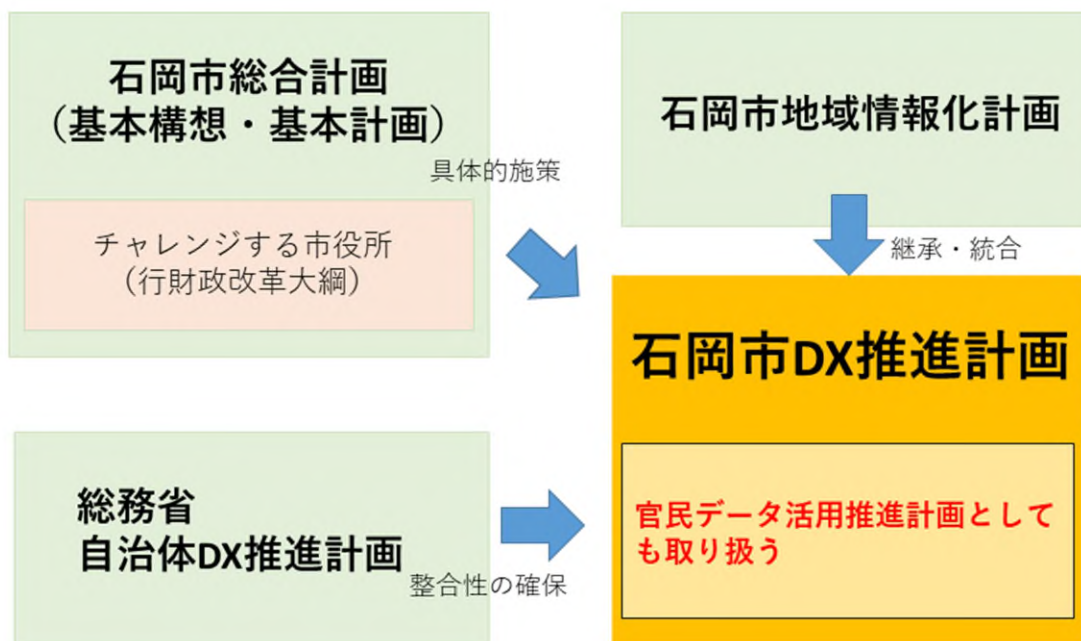
2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

総務省「自治体DX推進計画」及び石岡市総合計画（基本構想・基本計画）を踏まえ、本計画を次のとおり位置づけます。

- ①総務省「自治体DX推進計画」が示す取組事項を本市で具体化するための計画として位置づけます。
- ②「石岡市総合計画（基本構想・基本計画）」が示す、目指すべき将来像の実現を推進するための計画として位置づけます。

また、本計画は官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）に基づく本市の官民データ活用推進計画としても取り扱うものとします。



図表 2 石岡市 DX推進計画の位置づけ

（２）計画の期間

石岡市DX推進計画の期間は、令和４（2022）年度から令和８（2026）年度までとします。この計画期間は石岡市総合計画（基本構想）（令和４（2022）年度から令和13（2031）年度）及び総務省「自治体DX推進計画」（令和３（2021）年度から令和７（2025）年度）の計画期間を考慮した５年間となります。

なお、計画期間及び内容については、国の動向を反映させるよう適宜見直しを行ってまいります。

図表３ 石岡市地域情報化計画の位置づけと期間

関連計画と国・県の情報化計画等の期間

年度	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
石岡市	総合計画 基本構想	石岡かがやきビジョン				石岡市基本構想 R13年度まで							
	総合計画 基本計画	石岡みらい創造プラン 活用プラン	石岡みらい創造プラン	石岡ゆめ創造プラン	第1期基本計画	第2期基本計画	第3期基本計画						
	行財政改革大綱	第2次行財政改革大綱				チャレンジする市役所（行財政改革大綱）							
	DX推進計画 (地域情報化計画)	第4次石岡市地域情報化計画				石岡市DX推進計画							
国	自治体DX推進計画			自治体DX推進計画									
県	総合計画	茨城県官民データ活用推進計画											

（３）これまでの地域情報化計画の推移

情報化計画	計画期間	計画目標
(第1次) 地域情報化計画	平成19年4月 ～平成24年3月	・情報化推進による住民サービスの向上 ・情報化推進による街づくり ・効率的な行政運営のための情報化推進
(第2次) 地域情報化計画	平成24年4月 ～平成26年3月	・住民サービス向上のための情報化 ・効率的な行政運営のための情報化 ・信頼性・安全性確保のための情報化
(第3次) 地域情報化計画	平成26年4月 ～平成30年3月	・住民サービスの向上・効率的な行政運営のためのシステム構築 ・信頼性・安全性確保のためのシステム構築 ・魅力的な地域情報発信ツールの研究及び導入の推進
(第4次) 地域情報化計画	平成30年4月 ～令和4年3月	・便利な行政サービスの構築 ・効果的・効率的な行政運営の構築 ・地域情報発信ツールの研究及び導入の推進

図表４ 地域情報化計画の推移

(4) 計画とSDGsとの関係

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標として、17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」が掲げられました。

本市の石岡市総合計画においても、将来像の実現のために SDGs の視点を取り入れており、市民や行政等の多様な主体と連携してまちづくりを行っていくことを全ての政策・施策に共通のテーマとして掲げています。

本計画では、SDGs の掲げる誰一人取り残さない持続可能でよりよい世界の実現に資するよう、情報通信技術の活用を通じて目指すべきデジタル社会のビジョンを実現していきます。



図表 5 SDGs 17 の目標

(出典) 国際連合広報センターホームページ

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

第2章 DX推進に向けた現状と課題

1 社会を取り巻くICT※環境の動向

(1) 人口減少及び少子高齢化の進行

日本の総人口は平成27年の国勢調査の結果で1億2709万人となっていました。出生中位推計の結果に基づく、人口減少の傾向は続き、令和35年には1億人を割って9,924万人となるものと推計されています。これと同時に少子高齢化と生産年齢人口割合減少が進行し、平成27年国勢調査では生産年齢人口（15～64歳人口）の割合が全国民の60.8%であったものが、令和35年には51.6%になるものと推計されています。（「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）(http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp)）

本市においても、平成23年に79,983人であった人口が、令和3年には73,293人と減少しており（住民基本台帳人口4月1日時点）、少子高齢化が進む中で将来的な働き手の不足等の問題が懸念されています。

(2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大による新しい生活様式

世界保健機関（WHO）により「COVID-19」と名付けられた新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間で世界的な大流行となりました。

日本においても多くの感染者が出たことから、国は令和2年5月に「新しい生活様式」として新型コロナウイルス感染症対策の実践例を公表しており、日常生活を営む上で飛沫感染や接触感染を防ぐために必要となる行動を示しています。特に、働き方の新しいスタイルとして、テレワークや時差通勤、オンライン会議等の積極的な活用を推奨しており、ICT活用の機運が急速に高まりました。

一方で、行政においては押印が必要となる文書や書面・対面による手続き文化等のデジタル化への課題も露見し、改善に向けた取り組みが求められています。

(3) Society 5.0

国が平成28年に策定した「第5期科学技術基本計画」において、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指すものとしてSociety5.0が初めて提唱されまし

た。仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会とされています。

これまでの情報社会で課題となっていた事項をビッグデータ※、A I ※、R P A ※及び I o T ※等の先端技術によるサービスで解決し、一人ひとりが快適で活躍できる社会を実現することを目的としています。

昨今の第5世代移動通信システム（5 G ）※の利用促進等の取り組みの普及により、高速、低遅延、大容量の通信が可能となり、身の回りのあらゆるものが繋がる本格的な I o T 時代の到来が期待されます。



図表 6 Society5.0

(出典) 内閣府ホームページ https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0

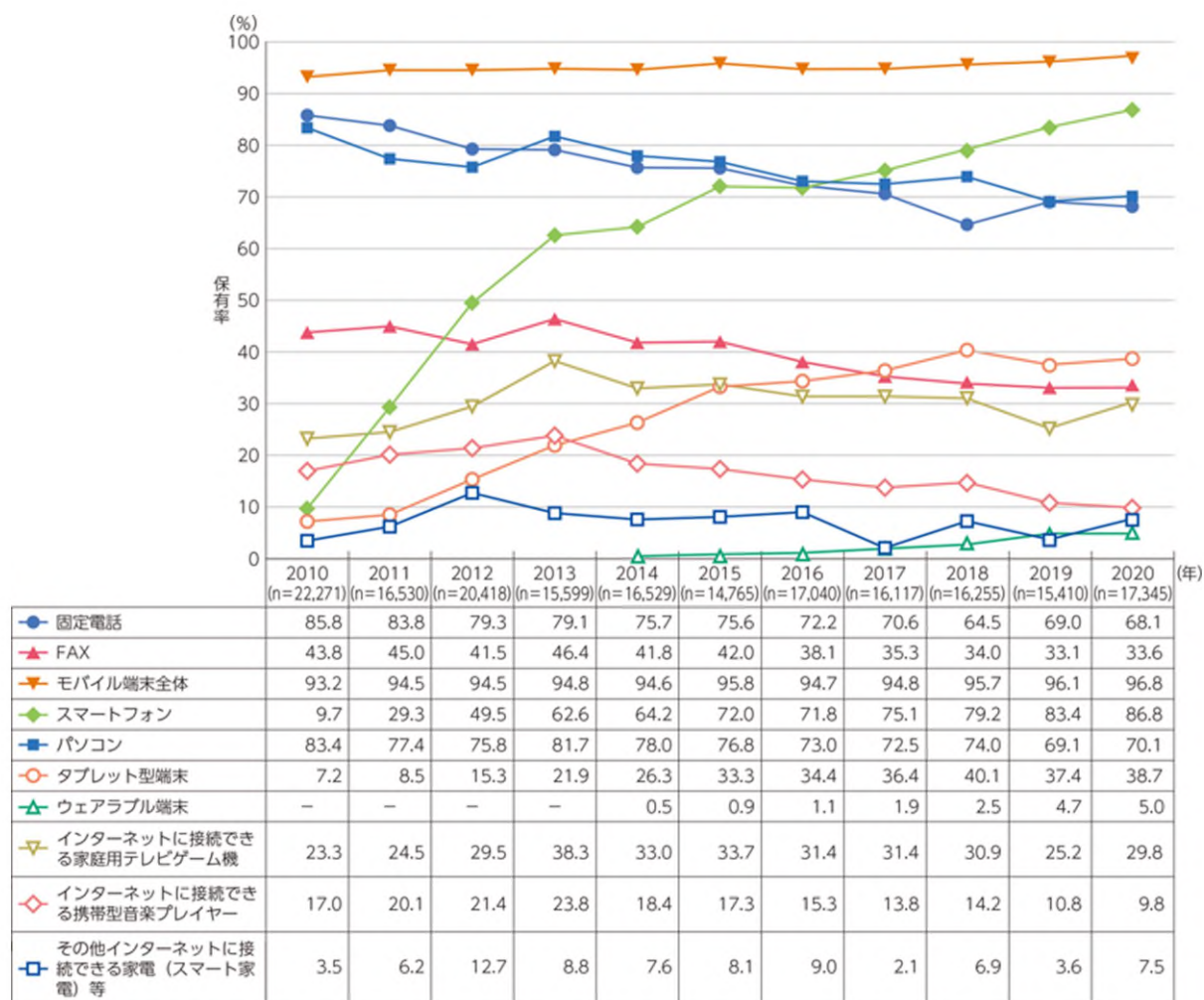
(4) 情報セキュリティ対策

デジタル社会が進むにつれ、サイバー攻撃※も高度化し、情報資産を守るためのセキュリティ対策の重要性が高まっています。行政においては、平成27年度に発生した日本年金機構の大規模な情報漏えい事案を受け、マイナンバー利用事務系とL G W A N ※接続系、インターネット接続系を完全に分離する「三層の対策」を図ってきました。しかし、行政手続きのオンライン化や働き方改革などの情勢の変化により、自治体の情報セキュリティの見直しが進められています。民間のクラウド※サーバ利用による情報機器の最適化やテレワークの実施など、業務の効率化を進める中で情報資産を危険に晒さないように物理的・技術的・人的セキュリティに一層の対策が求められています。

参 考① 国の統計資料から見る通信機器利用の変化

(1) インターネット利用形態の変化

総務省において、令和2年8月末の世帯及び企業における情報通信サービスの利用状況等について調査した「通信利用動向調査」によると、スマートフォンを保有している世帯の割合が86.8%と堅調に伸びており、個人の保有割合も増加傾向にある一方で、携帯電話・PHSの保有状況は減少傾向が続いています。



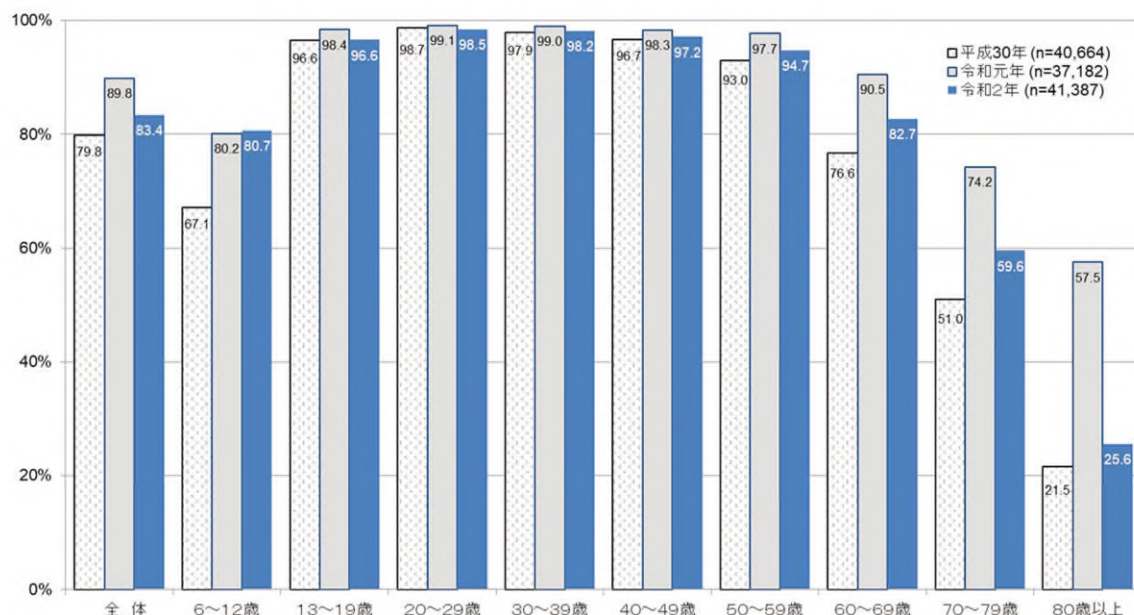
図表 7 情報通信機器の世帯保有率の推移

(出典) 「令和3年度版情報通信白書」(総務省)

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/html/nd242110.html>

(2) インターネットの利用状況

インターネットの利用者の割合は、13歳～59歳の各年齢層で9割を超えており、引き続き高い利用割合が維持されています。



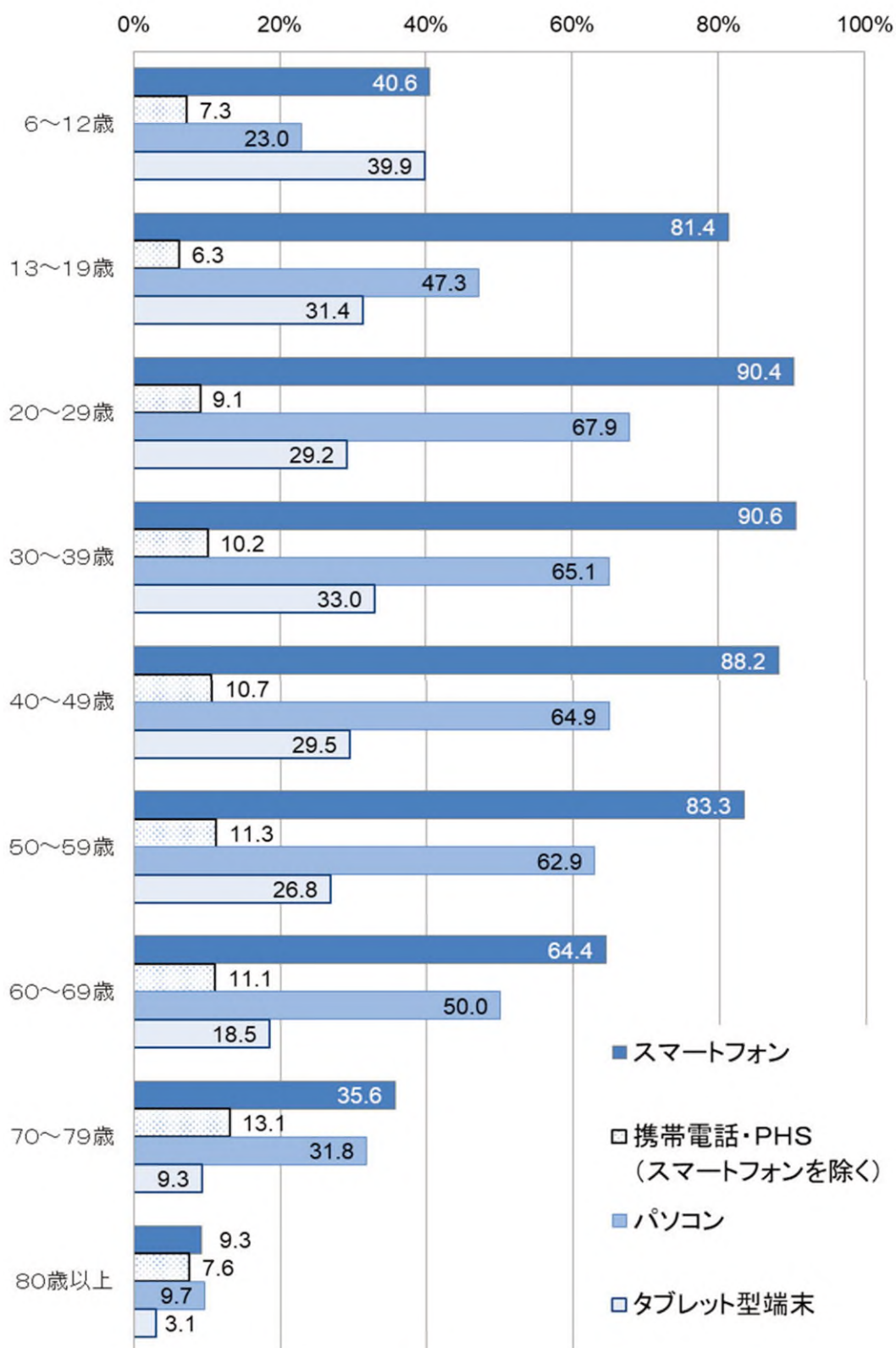
図表 8 インターネット利用状況 (個人)

(出典) 総務省「令和2年通信利用動向調査」報道発表資料

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html>

(3) インターネット利用機器の状況

個人のインターネット利用機器は、引き続きスマートフォンがパソコンを上回り、20～39歳の各年齢階層で9割以上が利用しています。また、13～19歳、40～59歳の各年齢層においてもスマートフォンの利用が8割を超えるなど、全世代でスマートフォンの利用が進んでいます。



図表 9 年齢別インターネット利用機器動向

(出典) 総務省「令和2年通信利用動向調査」報道発表資料

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html>

参 考② 令和3年度石岡市情報化に関するアンケート

石岡市民のインターネット利用状況や、情報通信技術を活用した行政サービスやマイナンバーカードの付加機能などに関する意見について調査することを目的に、下記により「情報化に関するアンケート」を実施しました。

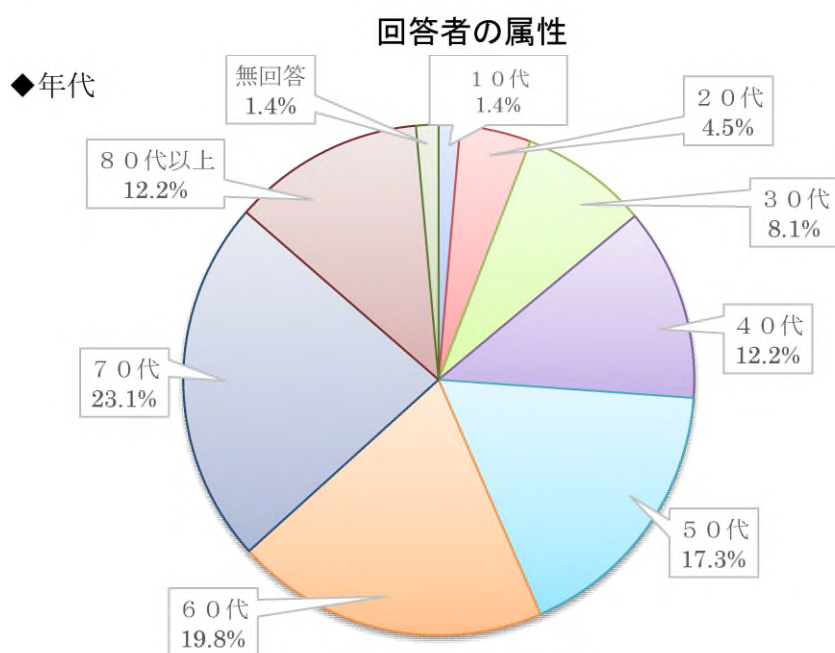
■調査期間 令和3年6月25日～令和3年7月12日

■調査対象 市内に居住する満18歳以上の市民4,000人（男女各2,000人）

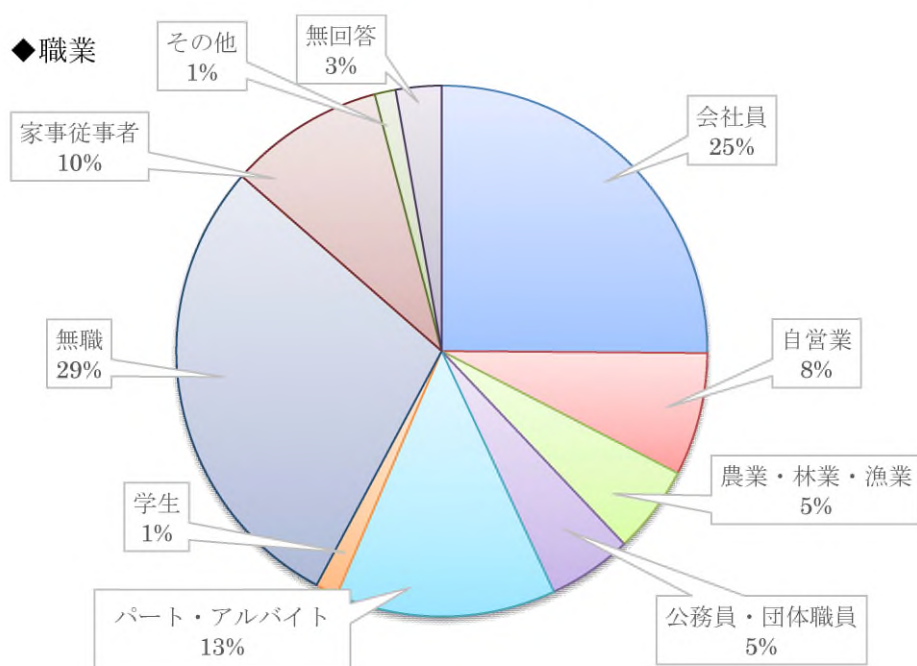
■抽出方法 住民基本台帳をフレームとする無作為抽出

■調査方法 郵送及び電子申請

■回収率 調査対象4,000人に対して有効回答数1,254件、有効回収率31.4%



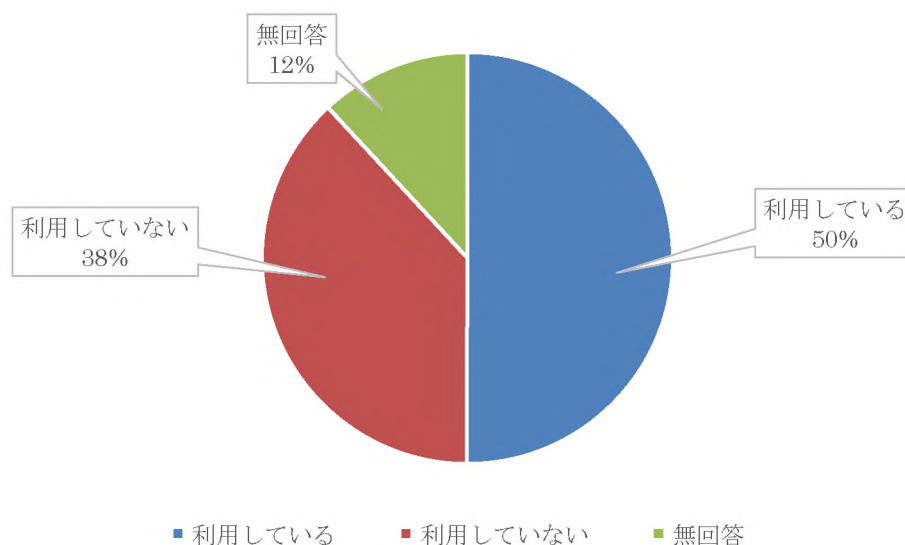
図表 10 回答者年代



図表 11 回答者職業

インターネットの利用状況について

◆全体



図表 12 インターネット利用状況

◆世代別

10代～20代	
利用している	80%
利用していない	4%
無回答	16%

30代～40代	
利用している	71%
利用していない	7%
無回答	22%

50代～60代	
利用している	60%
利用していない	28%
無回答	12%

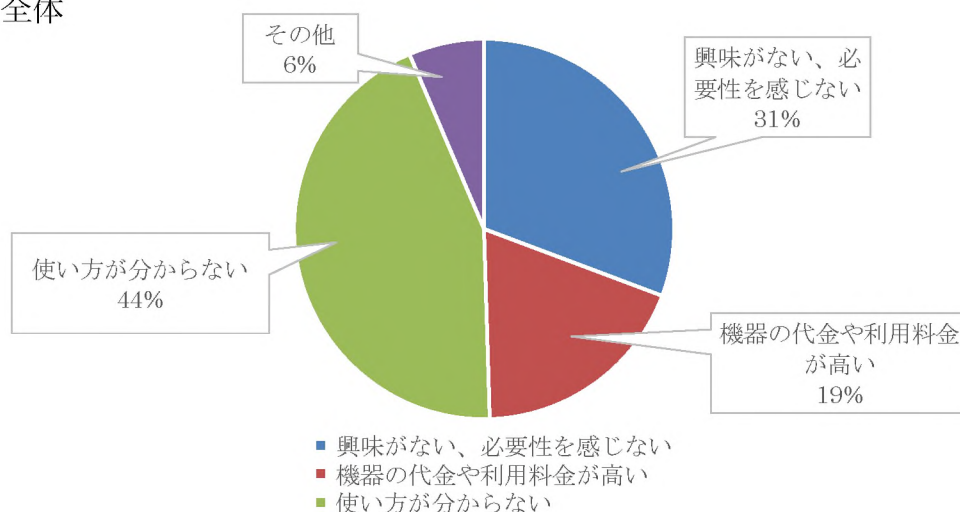
70代以上	
利用している	22%
利用していない	72%
無回答	6%

【アンケート結果から見えるもの】

- ・回答者全体のうち、半数である50%がインターネットを利用しています。
- ・世代が上がるにつれ利用率は緩やかに下降し、70代以上から利用率は急激に落ち込んでいます。
- ・70代以上の72%がインターネットを利用していない状況を踏まえ、高齢者へ向けた情報発信の方法、在り方について検討が必要です。

インターネットを利用していない理由

◆全体



図表 13 インターネットを利用していない理由

◆世代別

10代～20代	
興味がない、必要性を感じない	25%
機器の代金や利用料金が低い	25%
使い方が分からない	50%
その他	0%

30代～40代	
興味がない、必要性を感じない	9%
機器の代金や利用料金が低い	39%
使い方が分からない	43%
その他	9%

50代～60代	
興味がない、必要性を感じない	29%
機器の代金や利用料金が低い	24%
使い方が分からない	41%
その他	6%

70代以上	
興味がない、必要性を感じない	33%
機器の代金や利用料金が低い	15%
使い方が分からない	45%
その他	7%

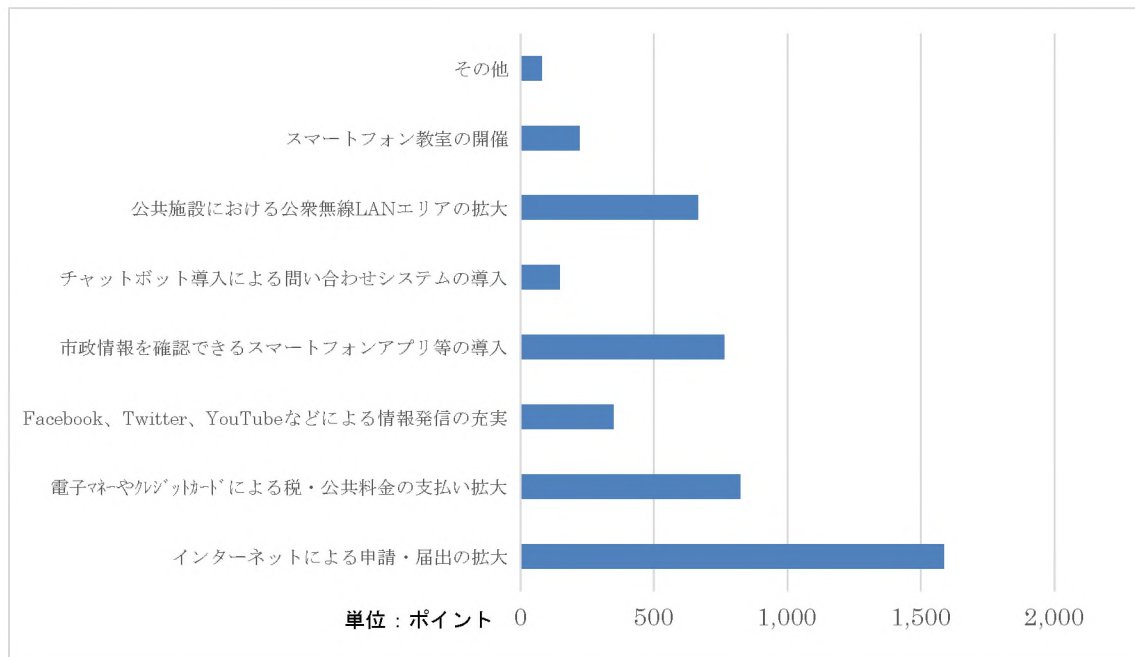
【アンケート結果から見えるもの】

- ・全ての世代において、インターネットを使用していない理由の半数近くが、「使い方が分からない」となっており、デジタルデバインド対策について検討が必要です。
- ・50代以上の世代の約3割は、「興味がない、必要性を感じない」としており、インターネットの利便性を享受した経験が無い、もしくは少ないと推察されます。

情報通信技術やマイナンバーカードを利用した行政サービスについて

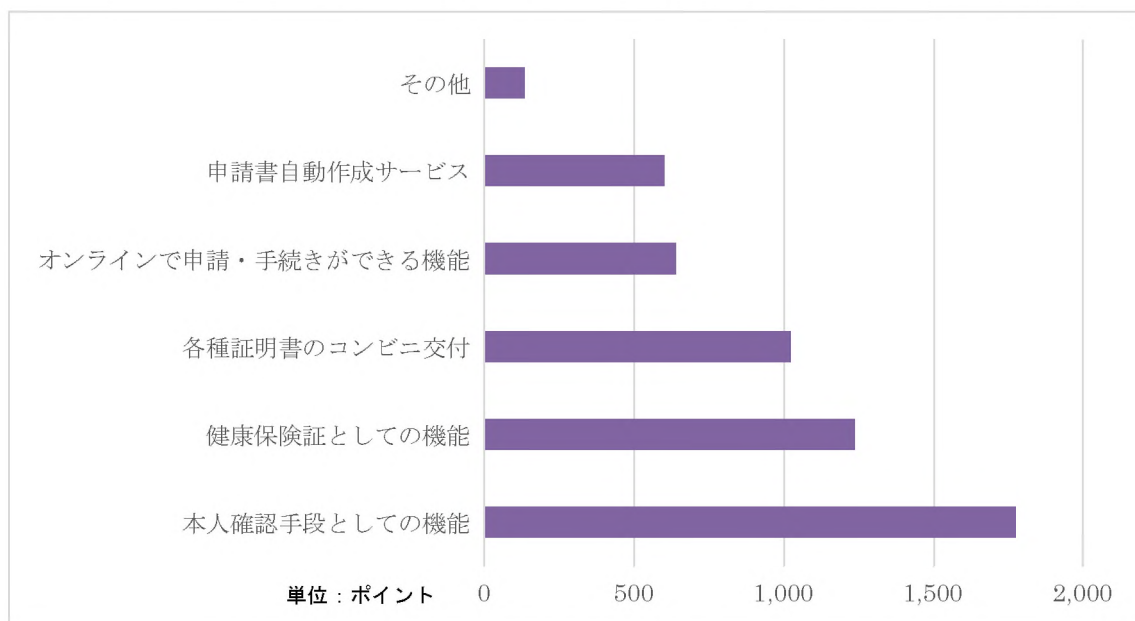
※以降の設問は優先度の高い順に3項目選択する形で回答をいただいています。1番目に選択した項目は3ポイント、2番目に選択した項目は2ポイント、3番目に選択した項目は1ポイントとしています。

◆石岡市の情報通信技術を活用した行政サービスについて、拡充・導入を期待するもの



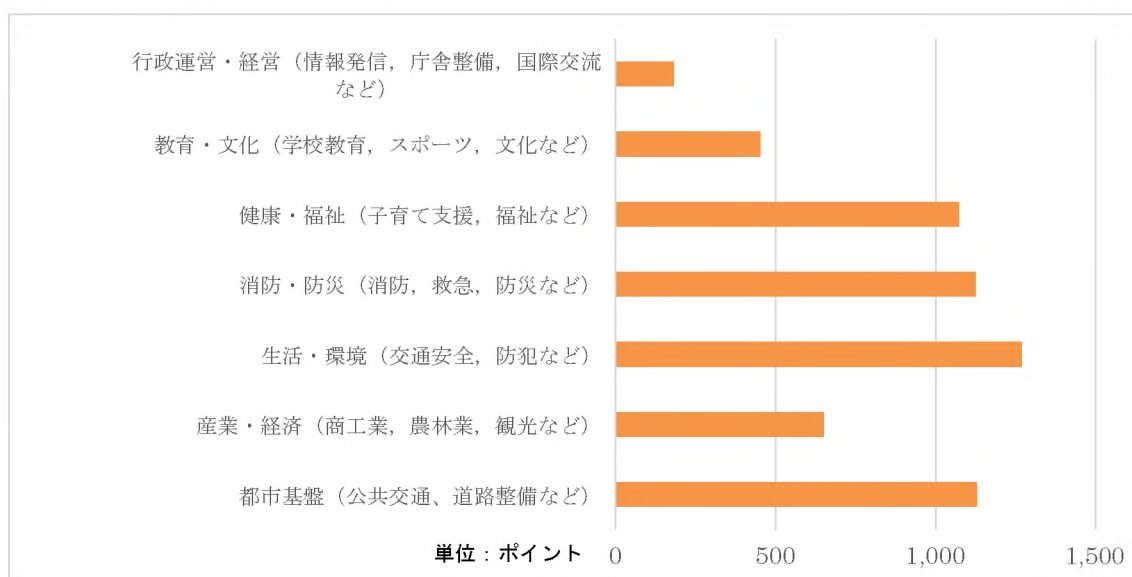
図表 14 拡充・導入を期待する情報通信技術を活用した行政サービス

◆マイナンバーカードを利用して受けられるサービスや機能で利用したいと思うもの



図表 15 利用したいマイナンバーカードのサービスや機能

◆石岡市の情報通信技術を活用した行政サービスについて、どのような分野での活用を期待するか



図表 16 活用を期待する分野

【アンケート結果から見えるもの】

- ・オンライン申請・届出や電子マネー・クレジットカードによる税・公共料金の支払いなど、市役所へ行かずに手続きが完結するサービスに期待が寄せられています。
- ・マイナンバーカードについては、身分証としての本人確認機能、健康保険証などの既存のカードに機能が統合される場面での利用が見込まれます。
- ・生活・環境、消防・防災、都市基盤、健康福祉など、日常生活に密接な分野について、情報通信技術を活用した行政サービスが期待される傾向にあります。

2 国の動向

国が定めた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において、デジタル社会の目指すビジョンが示されました。社会全体のデジタル化を進めるために、行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、利用者目線の改革を進めていくことで、あらゆる世代、あらゆる産業を対象とする行政サービスを通じて、社会全体にデジタル化によるメリットを、誰一人取り残さない形で広くいきわたらせていくこと等が明記されました。

また、市町村に行政手続きのオンライン化やオープンデータ※の推進等の取組を「市町村官民データ活用推進計画」として策定することを求めた「官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定）及びデジタル技術の活用による社会構造変革を課題とした「デジタル・ガバメント※推進方針」（平成29年5月）に示された方向性を具体化するための計画である「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）では、自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定しました。自治体DX推進計画では、令和7年度を目標時期とし、「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」※の活用に向けた自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化などの重点取組事項を自治体DXの具体的な方策として掲げました。

総務省では令和3年7月に、自治体DX推進手順書を策定し、各自治体が着実にDXに取り組めるよう手順を示し、情報システムの標準化や行政手続きのオンライン化への取り組みを後押ししています。

参 考③ 国における法律・計画等

・平成 25 年 5 月「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
個人及び法人その他の団体を識別するために、個人番号（マイナンバー）及び法人番号を割り当て、
行政事務の効率化や行政手続きの簡素化を図るために必要な事項を明記。

・令和 2 年 12 月「デジタル・ガバメント※実行計画」改定

平成 30 年の策定の初版では国の行政手続の件数の 9 割についてオンライン化を実現予定とし、
令和元年 12 月改訂版では、「地方公共団体のデジタル・ガバメントの推進」として「行政手続のオ
ンライン化の推進」「業務プロセス、情報システムの標準化の推進」等を明記。令和 2 年改訂版で
はデジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方
デジタル化指針等の内容を明記。

・令和 2 年 12 月「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」

目指すべきデジタル社会のビジョンを「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合った
サービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデ
ジタル化～」とし、自治体が重点的に取り組むべき内容（情報システムの標準化・共通化、マイ
ナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPA※の利用促進、テレワークの
推進、セキュリティの対策の徹底）等を明記。

・令和 5 年 12 月「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」を実
現するために、デジタルの力を活用し、地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を
図るとともに、そのために必要なデジタル実装の基礎条件整備の取組を強力に推進する。また、
地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的にデジタル実装を通じた社会課題の解決に
取り組めるよう、分野横断的な支援を行う。

3 市のこれまでの取り組みと評価・課題

平成 30 年から 4 年間の石岡市地域情報化計画では、基本目標として、1 便利な行政サービスの構築、2 効果的・効率的な行政運営の構築、3 地域情報発信ツールの研究及び導入の推進の 3 つの目標に分類し取り組みました。

◇本市における情報化計画への現状と課題

進捗状況

A 達成 B 一部達成
C 着手 D 未着手

1 便利な行政サービスの構築		
(1) マイナンバー・マイナポータルの利便性		進捗
施策内容	・マイナンバーカードの普及率向上 ・マイナンバーカードの多目的利用等の検討	B
実施状況	各種ワンストップサービス導入の他、コンビニエンスストアの端末からの各種証明書の発行、マイナンバーカードの発行拡大に伴い、書かない窓口等、新たな住民サービスの向上を図るシステム構築・導入を行いました。	
課題・継続対応	・マイナンバーカードを使用しての申請手続きの簡素化や利用者の待ち時間の短縮、窓口のロビーに情報提供案内モニターを設置してわかりやすい情報サービスの提供を目指します。 ・市民の利便性の向上に寄与するマイナンバーカードの多目的利用による価値の付加を検討します。	
(2) 電子申請サービスの推進		進捗
施策内容	・オンライン申請可能な手続きの拡充 ・電子入札システムの導入に向けた検討	B
実施状況	・いばらき電子申請・届出サービスを平成 21 年 4 月から運用開始し、インターネットを利用して、自宅等から各種申請や届出を行うことができます。 ・令和 2 年 10 月より建設工事及び建設コンサルタント業務等の競争入札が茨城県建設工事等電子入札システムによりオンラインで可能となりました。	
課題・継続対応	・電子申請・届出システムの利用方法の周知や、利用者のニーズを把握し、様々な証明書の発行を可能とするだけでなく料金収納等の新たな付加価値を創出可能なシステム構築を検討します。 ・マイナポータル「ぴったりサービス」※で利用可能な手続きの拡充について検討します。	

(3) 新庁舎の窓口サービス（窓口申請ツールの検討）		進捗
施策内容	・ 窓口申請ツールの導入検討 ・ 転入、転出等の異動処理のワークフロー※化による窓口混雑緩和サービスの実現	B
実施状況	・ 令和3年10月よりスマートフォンやタブレット等を利用した書かない窓口「申請ナビシステム」を導入し、マイナンバーカードの付加価値創出や感染症対策・市民サービス向上の手段として活用しています。	
課題・継続対応	・ 「申請ナビシステム」の活用シーン拡大や来庁せずに相談業務等に利用可能なチャットボット※等を含め導入の可否について調査研究を行います。 ・ 窓口サービスの向上に寄与するためのシステム標準化を踏まえた業務フロー・業務量調査を行います。	
(4) A I ※の活用		進捗
施策内容	・ A I を活用した業務効率化の検討	A
実施状況	・ 令和2年10月よりR P A※やA I - O C R※、A I 議事録作成支援システムを導入しました。定型・大量・単純な作業を自動的に処理可能とすることで処理品質の向上や本来業務への注力化を図りました。	
課題・継続対応	・ 活用業務拡大に向けて、担当課と業務フローの棚卸を実施します。 ・ その他A I 活用技術の利用について検討します。 ・ 職員のI C T※リテラシー※の向上を目指します。	
(5) I o T※・ビッグデータ※・A I がもたらす新たな可能性		進捗
施策内容	・ ビッグデータの活用方法の検討 ・ オープンデータ※の推進	B
実施状況	・ 行政が保有するデータの新たな価値を創出しデジタル化の恩恵をもたらすため、平成30年度より市公式ホームページにオープンデータ特設サイトを開設し、公共データの公開・活用を推進しています。	
課題・継続対応	・ 利用者の利便性の向上や、長期的な運用を可能とするシステムの構築や実施体制の検討します。 ・ 業務効率化や現状把握、地域課題の見える化を目的としてI o Tを活用したビッグデータの利活用に関しても継続して検討します。	

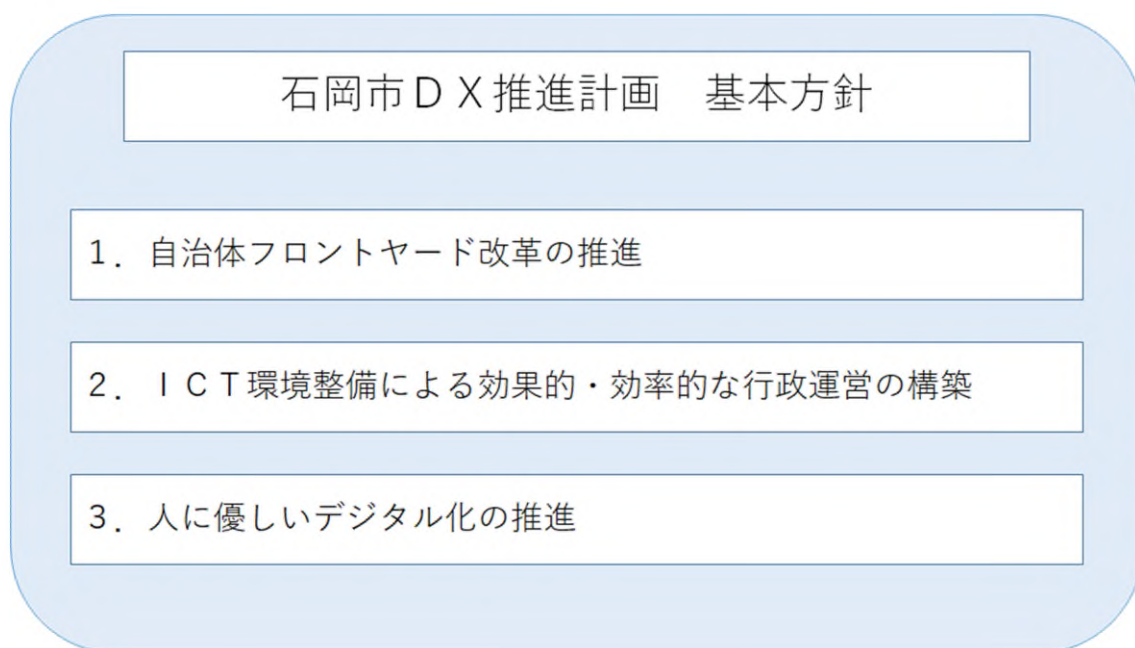
2 効果的・効率的な行政運営の構築		
(1) ICT※に係る人材育成		進捗
施策内容	・情報化推進リーダーへのセキュリティ研修及び技術的な研修の実施 ・ICT利活用に関するセミナー参加による情報部門職員のスキル向上	B
実施状況	・既存のセキュリティ研修だけでなく、ICTスキル向上やツール利活用の機会増加を目的とし、J-LIS※や茨城県高度情報化推進協議会が主催するオンラインセミナーの受講斡旋及び情報政策課員の受講を実施し、庁内へのICT利活用を検討する機会を増やしています。	
課題・継続対応	・国等のデジタル人材の確保・育成に係る事業等の積極的な活用を検討します。 ・職員のデジタルリテラシー※の継続的な向上を目指します。	
(2) 電子会議システムの導入		進捗
施策内容	・電子会議システムの導入検討	A
実施状況	・平成30年度にタブレットを活用した議会向けペーパーレス会議システムや災害時や本庁・支所間での会議等に利活用可能な庁内用ペーパーレス会議システム及びテレビ会議システムを導入し、ペーパーレスの推進や資料印刷・庁舎間移動による職員負荷の軽減や電子化への支援を実施しています。	
課題・継続対応	・利用シーンの拡大を検討します。	
(3) 電子決裁システムの導入		進捗
施策内容	・電子決裁システムの導入検討	B
実施状況	・業務効率化や書庫スペース削減、ペーパーレスを目的として押印見直しの実施と同時に令和4年4月より公文書管理・電子決裁システムの導入を行います。	
課題・継続対応	・システム導入に向けた庁内調整及び規定等の見直しを実施します。 ・歴史的公文書の取り扱いについて検討します。	

3 地域情報発信ツールの研究及び導入の推進		
(1) SNS※の更なる活用		進捗
施策内容	・市の情報発信等に適切なSNS導入検討	B
実施状況	・能動的な情報発信のため、Twitter（平成27年度開設）やFacebook（平成31年度開設）といったSNSを活用し、おまつりやイベント等の例年行事に加え、石岡一高の甲子園出場やコロナウイルス感染症情報等の速報性の求められる情報の発信を行っています。 ・市公式LINEアカウント導入に向けた調査・研究を行っています。	
課題・継続対応	・適切な情報管理を行うアプリケーションの採用を前提とし、利用者のニーズや属性に合わせたプッシュ配信等を含め最適な情報発信を検討します。	
(2) 公衆無線LAN※の整備		進捗
施策内容	・本庁舎、ふれあいの里石岡ひまわりの館等の防災拠点及び観光拠点等への公衆無線LANの導入 ・市独自の河川監視システムの導入	A
実施状況	・有事の際の情報収集通信手段や平常時の観光情報収集や教育面での活用等を目的として本庁舎・八郷総合支所・ふれあいの里石岡ひまわりの館・石岡及び八郷運動公園・図書館に手軽に利用可能な公衆無線LANの整備を行いました。 ・市独自の河川監視カメラを導入し、石岡市防災・危機管理ポータルサイトで設置拠点の状況を配信しています。	
課題・継続対応	・本市指定の防災拠点及び観光拠点等、用途に合わせた拠点の更なる整備を検討します。	

第3章 計画の基本方針及び重点取組事項

1 計画の基本方針

上位計画である石岡市総合計画に基づき、同計画で定めるまちの将来像「誰もが輝く未来へ 共に創る石岡市」の実現に向け、ICT※トレンド、国の方針及び本市の現状・課題から、今後5年間における各種施策を次に示す3つの観点から推進することとします。



図表 17 石岡市DX推進計画 基本方針

(1) 自治体フロントヤード改革の推進

市民の利便性向上と業務効率化を進めるため、行政手続きのオンライン化やデジタルツール等を有効利用しつつ、来庁者のニーズに合わせた窓口案内をすることによりフロントヤード改革を進め、来庁者の待ち時間の短縮や利便性向上を図ります。

(2) ICT環境整備による効果的・効率的な行政運営の構築

BPR※の取組みを徹底し、業務が抱える様々な課題について分析を行い、最適解となるICTツールの導入を行うことで効率的な行政運営を推進し、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げます。また、共通基盤システムや、サーバを物理的に集約する仮想化基盤※の整備、自治体情報システムの標準化・共通化やガバメントクラウド※の活用などにより、高度なICTセキュリティを前提とした業務と情報システムの全体最適化を図ります。

(3) 人に優しいデジタル化の推進

デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができる、多様性を尊重したデジタル化を推進します。

デジタルデバйд対策やインフラの整備を進めるとともに、従来のアナログによる行政サービスの提供を望む市民に対するきめ細やかな配慮を行っていきます。

2 重点取組事項

基本方針を踏まえ、重点取組事項として以下のことに取り組みます。

1. 自治体フロントヤード改革の推進	(1)自治体フロントヤード改革の推進
	(2)マイナンバーカードの普及促進・活用
	(3)SNSの更なる活用
	(4)オープンデータの推進
2. ICT環境整備による効果的・効率的な行政運営の構築	(5)自治体の情報システムの標準化・共通化
	(6)公金収納におけるeLTAXの活用
	(7)BPRの取組みの徹底
	(8)情報システムの全体最適化
	(9)セキュリティ対策の徹底
	(10)自治体のAI・RPAの利用促進
	(11)テレワークの推進
	(12)ICTに係る人材育成
3. 人に優しいデジタル化の推進	(13)デジタルデバйд対策
	(14)デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
	(15)デジタル原則を踏まえた例規の点検・見直し

図表 18 重点取組事項

(1) 自治体フロントヤード改革の推進

住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続のオンライン化だけでなく、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めていく必要があります。これにより、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要です。また、文書管理システムの導入を契機とした押印による決裁行為からの脱却を目指すとともに、市民の利便性向上の観点から押印を伴う書面の手続きの見直しを行い、オンラインによる受付が可能な手続きの充実を図ります。

特に、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする対象の手続である子育て関係（15 手続）、介護関係（11 手続）、被災者支援関係（1 手続）の 27 手続きについて、今後、市民の利便性向上に資する手続きとして優先的に電子申請化を進めていきます。

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続		
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	高額介護(予防)サービス費の支給申請
児童手当等の額の改定の請求及び届出	保育施設等の現況届	介護保険負担限度額認定申請
氏名変更／住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送信	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
受給事由消滅の届出	妊娠の届出	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
未支払の児童手当等の請求	介護関係（11手続）※市区町村対象手続	住所移転後の要介護・要支援認定申請
児童手当等に係る寄附の申出		被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続
児童手当に係る寄附変更等の申出		罹災証明書の発行申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出		自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出		
児童手当等の現況届	要介護・要支援認定の申請	
支給認定の申請	要介護・要支援更新認定の申請	
	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	
	居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	自動車税環境性能割の申告納付
	介護保険負担割合証の再交付申請	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
	被保険者証の再交付申請	自動車税住所変更届
		自動車の保管場所証明の申請

図表 19 国民の利便性に資する手続き一覧

出典「自治体 DX 推進計画 図表 2 対象手続一覧」（総務省）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000106.html

(2) マイナンバーカードの普及促進・活用

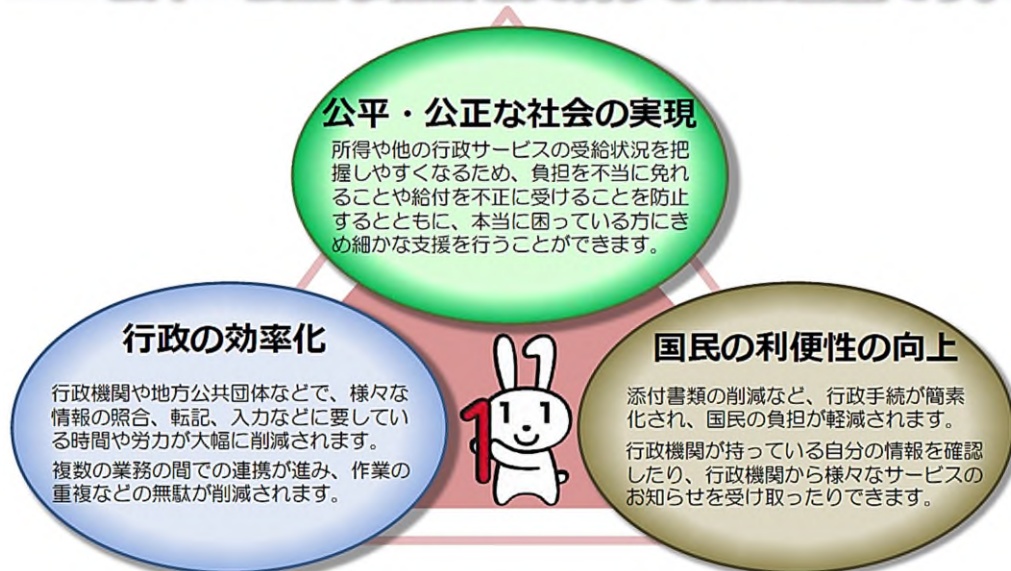
本市では、令和 7（2025）年 1 月 31 日現在、マイナンバーカードの交付枚数は 61,231 枚で、交付率は 86.3%となっています。

国においては、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進するとしており、本人確認手法として標準化されることが見込まれています。

また、オンラインにおいてもカードに格納されている電子証明書により確実に本人確認ができるため、今後のデジタル社会の基盤となるものであることから、市のマイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、出張申請受付などの積極的な実施により申請を促進するとともに、土日開庁等による臨時窓口の開設などにより交付体制を充実

させてまいります。また、マイナンバーカードの独自利用についても国の動きや他市町村の事例を注視しつつ導入に向けた検討を行います。

**マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。**



図表 20 マイナンバー制度

(出典) 総務省ホームページ「マイナンバー制度」

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html

(3) SNS※の更なる活用

本市では現在、ホームページやメールマガジンのほか、X（旧 Twitter）や Facebook 等の公式 SNS を利用し、イベント・防災・生活情報等の発信をしています。昨今のスマートフォンの普及に合わせ、来庁せずに相談業務等に利用可能なチャットボット※や利用者のニーズに合わせた情報のプッシュ型配信ツールを含め、適切な情報管理を行うアプリケーションによる情報発信を検討します。

(4) オープンデータ※の推進

現在、本市では国の「推奨データセット」※に基づき、公衆無線 LAN※アクセスポイント※、公衆トイレ、介護サービス事業所、指定避難所、AED※設置場所等のデータを公開していますが、オープンデータへの取り組みにより、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されていることから、引き続き、国によるオープンデータに係る地方公共団体向けのガイドライン・手引書等も参考にしつつ、利用者ニーズに即したオープンデータ化を推進します。

（５）自治体の情報システムの標準化・共通化

自治体情報システムは、利便性等の観点から各自治体ごとにカスタマイズ等が行われてきた結果、住民サービスを向上させる最適な取組の迅速な全国展開が困難であり、全国一律でのオンライン申請等が困難であるといった課題を抱えています。その課題解決のため目標時期を令和 7（2025）年度末として、国が整備等を進める共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウド※サービスの利用環境である「ガバメントクラウド※（Gov-Cloud）」の活用に向けた検討を含め、基幹系 20 業務のシステムについて、国の標準仕様に準拠したシステムへ移行を行います。実施に当たっては庁内連携を図りながら、業務影響を考慮しつつ計画的な導入に向けた検討を進めていきます。

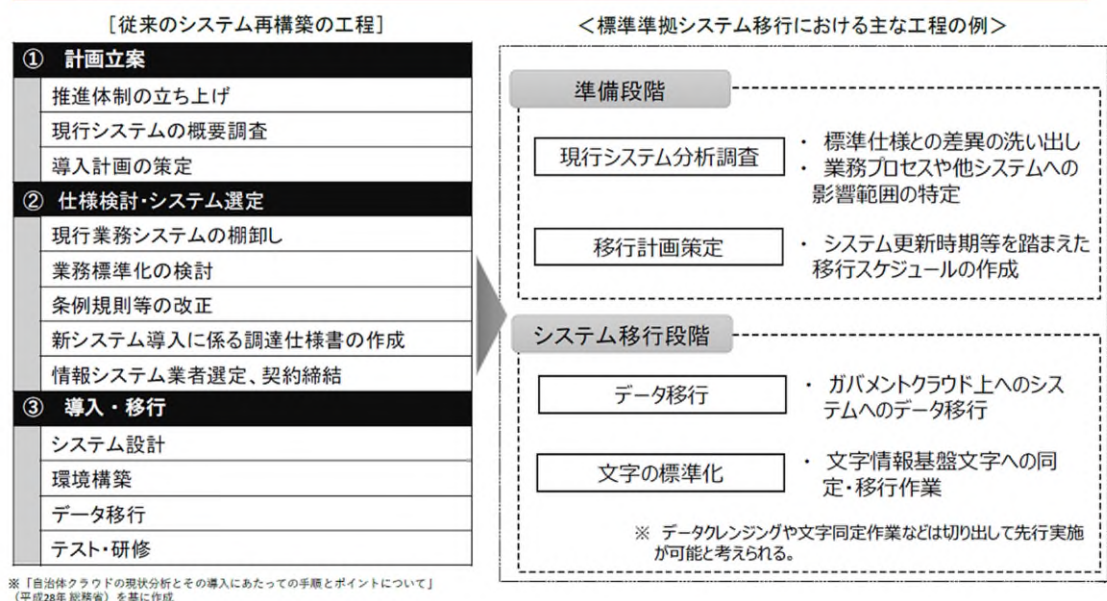
基幹系 20 業務

児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金をいいます。

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた作業工程（イメージ）

令和 3 年 2 月 1 日開催 第 5 回 地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会 資料 4 抜粋

- 20 業務を処理するシステム（基幹系システム）について、国が作成する標準仕様に基いて事業者が開発し、国が整備するガバメント・クラウド上で提供される標準準拠サービスを自治体が利用することを目指す。（令和 7 年度を目標時期とする。）



図表 21 自治体情報システムの標準化・共通化に向けた作業工程（イメージ）

（出典）地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会（令和 3 年 2 月 1 日開催） 資料 4
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/jichitaijoho_system/index.html

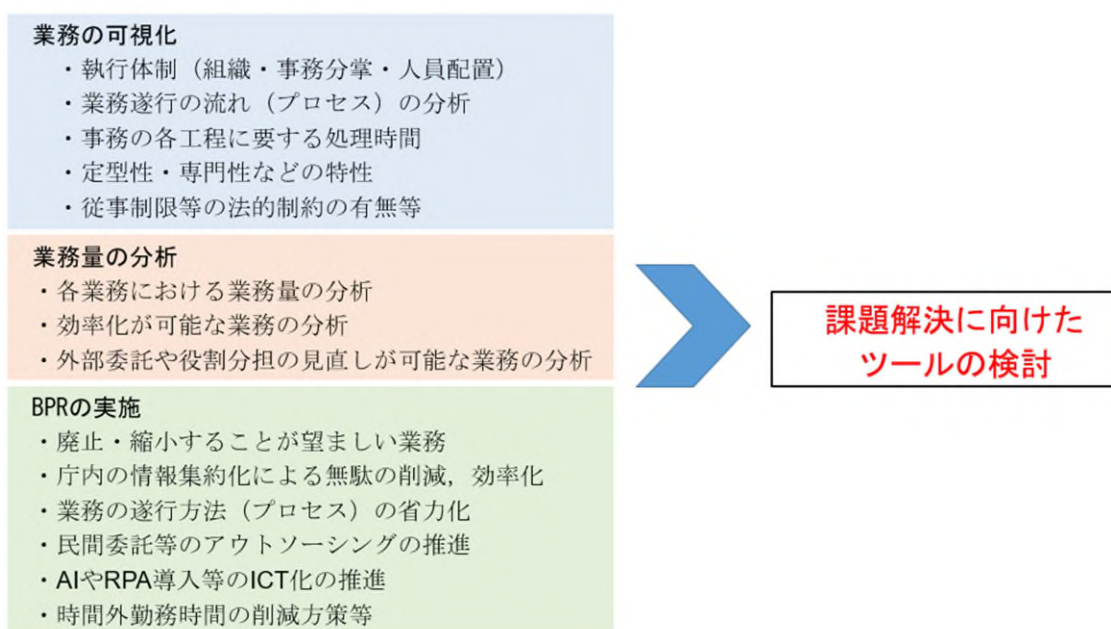
（６）公金収納における eLTAX の利用

本市では地方税統一 QR コードを活用した地方税（固定資産税・都市計画税）、軽自動車税（種別割）、市・県民税（普通徴収）、国民健康保険（普通徴収）の eLTAX 納付を実施しています。今後もその他公金の eLTAX を活用した

納付について検討を進めていきます。また、その他オンラインによる手続きについてもキャッシュレス決済の検討を進めていきます。

（７）BPR※の取組みの徹底

デジタル技術を用いて仕事の進め方を効率化・高度化するためには、課題に即した解決策を講じる必要があります。本市では、全庁的に業務量調査を実施し、業務フローの作成・詳細調査を行うことで業務を可視化します。次に業務分析を行い、課題を抽出するとともにその原因を究明し、業務プロセスの改善に最適な解決策を検討、導入します。解決策については主にデジタル技術を想定していますが、併せて市民の負担を軽減し利便性の向上を図るとともに新型コロナウイルス感染症の拡大防止や新たな生活様式の構築に対応した書面・対面の見直しを中心とした非効率的な業務構造そのものの見直しも推進します。



図表 22 BPR※の取組み

（８）情報システムの全体最適化

本市では、運用管理の効率化やコスト削減のため、庁内に存在する物理サーバ※の仮想化基盤※への移行や周辺自治体と共同で運用する自治体クラウドへの業務システムの移行を進めてきました。今後は庁内に存在する機器類を可能な限り集約するとともに「クラウド・バイ・デフォルト原則」を基準とし各種情報システムのセキュリティも踏まえたクラウド化等の検討を進めていきます。

(9) セキュリティ対策の徹底

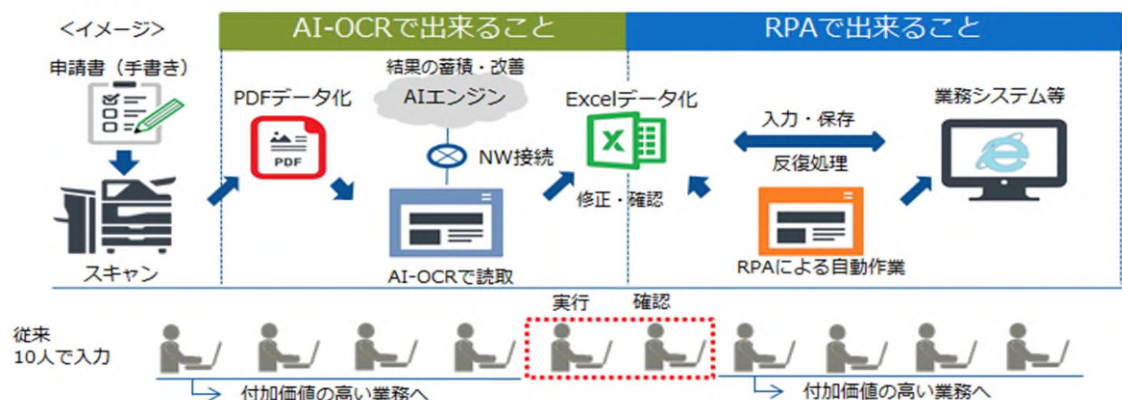
本市においては、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を整備するために「石岡市行政情報セキュリティポリシー」を定めており、市が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について基本的な方針を示しています。

国は、「クラウド・バイ・デフォルト※原則」、行政手続きのオンライン化、働き方改革、サイバー攻撃※の増加といった新たな時代の要請や「三層の対策」の課題に対応するため、政府機関の情報セキュリティのための統一基準の改定を踏まえて、令和2年12月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーガイドライン」を改定しました。このガイドラインを踏まえ、本市の情報セキュリティポリシーの見直しを行い、情報セキュリティ対策を徹底するとともに、技術的なセキュリティ対策については、効率性・利便性を向上させた新たな対策を検討していく必要があります。また、セキュリティインシデントは外部要因だけではなく、内部要因（ヒューマンエラー）によって起きる可能性もあるため、定期的にJ-LIS※等が開催するセキュリティ研修を活用し、職員のセキュリティ意識啓発にも努めていきます。

(10) 自治体のAI※・RPA※の利用促進

AI・RPA等を始めとしたデジタル技術は、日々急速に進歩しており、その導入により、これまでの事務やサービスを大きく変化させることが予測されます。今後、本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、職員でしかできない業務に注力するスマート自治体への転換が求められているため、単純作業の自動化を行うなど業務の生産性向上が必要となります。

本市においては、令和2年度よりRPA及びAI-OCR※、AI議事録システムの運用を開始しているところですが、行政手続きのオンライン化とあわせて、業務分析により効果的な事務の選定を行い、更なる活用を図ります。



図表 23 RPA AI-OCR 利用イメージ

(11) テレワークの推進

感染症の感染拡大期、災害発生時における柔軟で継続性の高い事務処理体制を整備するとともに、在宅による業務を実施できる柔軟な働き方の実現を図るため、本市においては、令和2年度から職員が感染症対策として自宅待機の必要性が生じた際の業

務継続体制の確保を目的としたテレワーク基盤の構築を行いました。今後は場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方でワーク・ライフ・バランス※の向上や行政サービスの安定化・効率化に寄与するため、今後、テレワークの利用範囲拡大やチャット※機能やオンライン会議機能を有した統合コミュニケーションツールの導入を検討し業務効率化を推進していきます。

(12) ICT※に係る人材育成

本市がDXを推進していくにあたっては、事務の効率化に有効なデジタル技術やデータの活用が当たり前となる業務に対応するために、ICTリテラシー※の向上（セキュリティリテラシーを含む。）、日々進歩するデジタル技術等を学び、自らの業務をより良いものに変革していくという意識が求められます。今後、国のデジタル人材の確保・育成に係る事業等の積極的な活用を検討していくとともに、職員の情報管理能力の空洞化が起こらないように国・県・J-LIS※等の研修等を活用しながら、継続的に庁内の意識啓発を図ります。

(13) デジタルデバйд対策

デジタルデバйдとは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことを指します。デジタル技術の利活用により、年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、すべての市民が日々の生活でデジタル化の恩恵を広く受けられるよう、ホームページにおけるウェブアクセシビリティ※への準拠をはじめとしたデジタル活用支援施策の検討を行います。また、子育て世代や高齢者まで、ニーズや年齢、身体的状況にあわせた、使いやすいシステムにするなど、利用者の視点に立った情報化の検討を進めます。

(14) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

人手不足が深刻化する中、市民が安心して暮らし続けられる地域社会を実現していくためには、デジタル技術を活用し、地域産業の高度化や新たな産業の創出を図り、多様で魅力的な仕事を創出するとともに、暮らしの質の向上を図る必要があります。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」において、地方はそれぞれが抱える社会課題について、地方公共団体を中心として十分に議論、認識した上で、その解決を図っていくため、自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を描き、デジタル技術を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという4つの取組を進めていくことが求められております。

(15) デジタル原則を踏まえた例規の点検・見直し

国の法律等の見直しに合わせ、デジタル化を阻害する条例・例規等の見直しを進めることで、デジタル技術の活用による人手不足の解消や生産性の向上、新たな産業の創出による地域社会のデジタル化を進めます。

第4章 計画の推進・評価体制

(1) 計画の推進・評価体制

本計画の推進にあたっては、庁内横断的に取組を進めることが必要となることから、計画を職員間で共有するとともに、個々の施策の推進のために必要な研修を実施していきます。また、市を取りまくICT※情勢やニーズのたゆまぬ変化に対応するため、OODA ループ（観察（Observe）、状況判断（Orient）、意思決定（Decide）、実行（Act））を基に、DX推進に関する各施策の進行状況や工程の管理を行い、効果的かつ効率的なICT施策を実現するため、次の通り推進体制の強化を行います。

情報化推進会議

本市のDXの推進を図るためには、迅速な意思決定をもって取組を推進する必要があります。そのため、部長級以上の職員で構成する庁内横断的な推進体制として設置している「情報化推進会議」（会長＝副市長）で、検討・進捗確認・評価等を行い、取組の一層の推進を図ります。

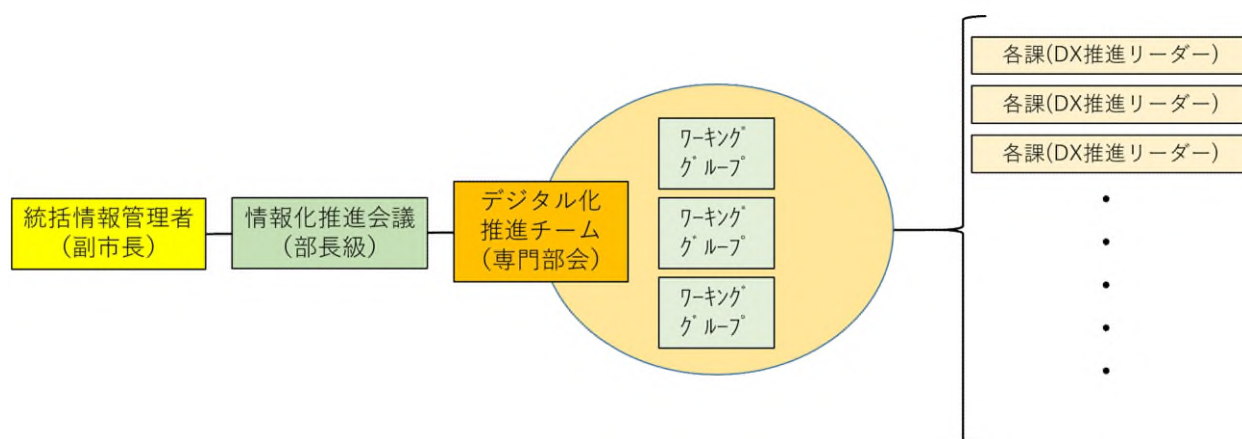
デジタル化推進チーム（専門部会）

各部局よりデジタル化及び行政改革を強力に推進する担当者を選任し、情報政策課長を部会長としたデジタル化推進チームを設置します。各部局の課題の抽出及び解決手段の検討を行います。個別専門的な事項については、調査及び検討を行うためのワーキンググループを設置し対応します。

なお、重要な案件については、情報化推進会議に付議し、報告等を行います。

DX推進リーダー（情報化推進リーダー）

DX推進リーダーは、各課で所属長が指名し、本市DX推進に向けた庁内での取組を推進するため、DX推進部局と連携を図る役割を担います。その役割を果たすためにはDX推進リーダーのデジタル技術への一層の理解が必要であることから、研修等を通じてDX推進人材のデジタルリテラシー※向上を図ります。



図表 24 組織体制図

(2) 施策の展開

次の工程により、各重点取組事項を進めてまいります。

なお、既存のシステム及び機器の更新時期をとらえて、重複投資のないよう計画的に事業を進めるとともに、国の財政措置や国の実証実験等を有効活用するなど、市の費用負担の軽減を配慮しながら取り組むこととします。

また、業務の電子化にあたっては、関連する法律、条例、規則等との整合性を確保しながら進めてまいります。

施策内容	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
	2 0 2 2	2 0 2 3	2 0 2 4	2 0 2 5	2 0 2 6
自治体フロントヤード改革の推進	検討・実施	検証・拡充			
マイナンバーカードの普及促進・活用	検討・実施	検証・拡充			
SNSの更なる活用	検証・拡充				
オープンデータの推進	拡充				
自治体の情報システムの標準化・共通化	移行作業			移行	移行
公金収納におけるeTAXの活用	拡充				
B P R の取組みの徹底	実施				
情報システムの全体最適化	検討・実施	検証・拡充			
セキュリティ対策の徹底	検証・拡充				
自治体の A I ・ R P A の利用促進	検証・拡充				
テレワークの推進	検証・拡充				
I C T に係る人材育成	検討・実施				
デジタルデバイド対策	検討・実施	検証・拡充			
デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	検討・実施				
デジタル原則を踏まえた例規の点検・見直し	検討・実施				

図表 25 工程表

【あ～】

アクセスポイント P 28

パソコンやスマートフォン等の無線通信が可能な機器を、相互に接続させたり、他のネットワークに接続させるための機器のこと。

ウェブアクセシビリティ P 32

ウェブサイトやウェブサービスを利用している全ての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用ができること。

オープンデータ P 19、22、28

国や地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるような形で公開されたデータのこと。

仮想化基盤 P 25、30

1 台のサーバ（物理サーバ）を複数台の仮想的なサーバ（仮想サーバ）に分割して利用する仕組みのこと。

ガバメントクラウド（Gov-Cloud） P 19、25、29

国が整備を予定している情報システムの共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。

クラウド P 10、30

ネットワーク、特にインターネットをベースとしたコンピュータ資源の利用形態のこと。利用者はネットワーク上に存在するコンピュータ及びアプリケーションなどが提供するサービスを、機器やソフトウェアの実態を意識することなく利用することができる。

クラウド・バイ・デフォルト原則 P 30、31

政府の情報システムを整備する際に、必要となる機器等を自前で調達するのではなく、クラウドサービスの利用を第一候補として検討を行うとした原則のこと。

公衆無線LAN P 24、28

店舗や公共の空間等で提供される無線によるインターネット接続サービスのこと。

サイバー空間（仮想空間） P4

インターネット上で形成される多様なサービスやコミュニティ等の仮想的な空間のこと。

サイバー攻撃 P10、31

コンピュータシステムやインターネット等を利用し、標的のコンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行ったり、標的のシステムを機能不全に陥らせること。

推奨データセット P28

オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたデータセットのこと。

第5世代移動通信システム（5G） P10

現在スマートフォン等の通信で主流となっている第4世代移動通信システム（4G）の次世代となる通信規格のこと。4Gに比べて約20倍（最大20Gbps）の通信速度、通信遅延は1/10、同時接続可能な機器台数は10倍とされている。

チャット P32

インターネットを利用してリアルタイムに会話する仕組みのこと。

チャットボット P22、28

音声や文字で入力された質問に自動回答するシステムのこと。「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉であり、近年ではAIがチャット形式で会話に自動応答するシステムである「AIチャットボット」も増加しつつある。

地方税統一QRコード P29

納付書に付されたeL-QRを読み取ることで、地方税共同機構が管理・運営するeLTAX内の特設サイト（地方税お支払いサイト）や、スマートフォン決済アプリを通じたキャッシュレス納付が可能となる。QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

デジタル・ガバメント P 19、20

官民協働を軸として、デジタル技術の活用により、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直し、行政の在り方そのものを変革していくことを目指す取り組みのこと。

フィジカル空間（現実空間） P 4

サイバー空間と対となる言葉。現実空間のこと。

ビッグデータ P 10、22

利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、スマートフォン等に組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、センサーによる計測データなど、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群のこと。

ぴったりサービス P 21

国が運営するマイナポータルのオンライン申請機能のこと。

物理サーバ P 30

物理的に構築されるサーバのこと。

リテラシー P 22、23、32、34

ある手段を適切に理解し、活用するための知識や能力のこと。

ワークフロー P 22

業務における一連の作業や手続きの流れのこと。

ワーク・ライフ・バランス P 32

働く人々が仕事と生活の間で問題を抱えることにより、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がることから、それらを解決するための仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取り組みのこと。

【A～】

A E D (Automated External Defibrillator) P 28

自動体外式除細動器のこと。機器の指示に従って操作することで、体外（胸の上付近）に貼ったパッドから正常に拍動していない心臓に電気ショックを行い、正常な状態に戻ることができる。

A I (Artificial Intelligence) P 10、20、22、31

人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアシステムのこと。具体的には、人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラム等のことをいう。

A I - O C R P 22、31

Optical Character Reader の略である O C R に A I 技術を活用した仕組みのこと。読み取ったデータのテキスト部分を A I によって解析することにより、手書き文字の認識精度向上を図ることを目的とする。

B P R (Business Process Re-engineering) P 25、30

業務プロセスを見直し、抜本的に再設計する手法により行う業務改革のこと。

I C T (Information and Communication Technology) P 5、9、22、23、25、32、34

情報通信技術のこと。I T (Information Technology (情報技術)) に「Communication」を加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭におかれた表現。

I o T (Internet of Things) P 10、22

コンピュータやサーバ等の情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノ（車・家電製品・住宅・センサー装置等）に通信機能を持たせ、インターネットに接続して相互に通信することで新たな価値を付加する仕組みのこと。

J - L I S (Japan Agency for Local Authority Information Systems) P 23、31、32

地方公共団体情報システム機構のこと。国と地方公共団体が共同管理しており、住民基本台帳、電子署名等に係る認証業務、個人番号制度に係る事務等について地方公共団体の支援を行っている。

L G W A N (Local Government Wide Area Network) P 10

総合行政ネットワークの略。地方公共団体間を相互に接続する行政専用のネットワークのことで、全ての都道府県及び市区町村が参加している。

R P A (Robotic Process Automation) P 10、20、22、31

人がコンピュータ上で行っている単純作業を、あらかじめ処理手順を登録しておくことにより、複数のシステムを操作して自動で実行することができるプログラムのこと。

S N S (Social Networking Service) P 24、28

人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供する会員制のオンラインサービスのこと。代表的なものとして Facebook、Twitter、LINE 等が挙げられる。

石岡市デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画

令和 4（2022）年 3 月 発行

令和 7（2025）年 3 月 改訂

発行：石岡市

編集：石岡市総務部情報政策課

石岡市石岡一丁目 1 番地 1

電話 0299-23-1111（代表）

<https://www.city.ishioka.lg.jp/>